

令和7年12月22日

実施要領

この実施要領は、公益財団法人高槻市文化スポーツ振興事業団（以下、「本事業団」という。）が発注する「高槻城公園芸術文化劇場ほか施設維持管理業務（以下、「本業務」という。）の委託事業者を公募型プロポーザル方式（以下、「本プロポーザル」という。）により選定するにあたり、必要な事項を定めるものである。

1 目的

本事業団が管理する施設の設備管理、警備、案内及び清掃等の業務については、一体的に管理することにより、安定的かつ柔軟な管理体制の構築や、業務の効率化を図ることが可能となることから、本業務を実施するにあたり、専門的な知識やノウハウ、同種・同規模の豊富な請負実績を有する事業者に委託することとし、最適な事業者を選定するために、プロポーザル方式により事業者の選定を行う。

2 実施概要

- (1) 業務名 高槻城公園芸術文化劇場ほか施設維持管理業務
- (2) 履行場所 高槻市野見町6番8号ほか
- (3) 契約期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
- (4) 契約金額 下記の金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限とする。
総額1,777,350,000円
<内訳>
令和8年度 年額3億3,351万円
令和9年度 年額3億6,096万円
令和10年度 年額3億6,096万円
令和11年度 年額3億6,096万円
令和12年度 年額3億6,096万円
- (5) 対象施設 別紙1のとおり
- (6) 業務概要 別紙2及び別紙2-2のとおり

3 日程

本プロポーザルの実施日程は以下のとおりとする。

(1) 公募開始	令和7年12月22日（月）
(2) 参加申込期間	令和8年1月7日（水）から令和8年1月16日（金）まで
(3) 施設見学	令和8年1月7日（水）から1月16日（金）まで
(4) 資格審査結果通知	令和8年1月23日（金）

(5) 提案書提出期間	令和8年2月3日（火）から2月13日（金）まで
(6) 質問提出日	令和8年1月21日（水）まで
(7) 質問回答	令和8年2月4日（水）
(8) 最優秀事業者の選定	令和8年2月20日（金）
(9) 契約締結	令和8年4月1日（水）

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる事業者は、次の要件を全て満たす者とする。なお、事業者の参加形態は、単体であることとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 令和6・7年度高槻市入札参加資格者名簿（施設管理業務委託）に登録されていること。
- (3) 公募開始から契約締結までの間において、高槻市の指名停止基準に係る指名停止の措置期間中でないこと。
- (4) 本実施要領の公表の日から提案書提出日までの期間に高槻市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱別表に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- (5) 高槻市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）でないこと。
- (6) 商法（明治32年法律第48号）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (8) 大阪府内に本店、支店又は営業所を有すること。
- (9) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第8号に掲げる事業について登録を受けていること。
- (10) 警備業法（昭和45年法律第117号）第4条に定める認定を受けていること。
- (11) 平成27年度以降に延床面積2万m²以上の公共建築物において、設備管理業務、警備業務及び清掃業務のうち、いずれかの業務を元請で請負い、業務を完了した実績を有すること。
- (12) 平成27年度以降に公共建築物において、設備管理業務、警備業務及び清掃業務のうち、複数の業務を一体として元請で請負い、業務を完了した実績を有すること。
- (13) 自社で雇用している者を本業務に専任する統括責任者として常駐で配置すること。

5 参加にかかる注意事項

- (1) 本プロポーザルにおいて用いる言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
- (2) 本プロポーザルにおいて事業者が要する費用は、すべて事業者の負担とする。
- (3) 本事業団に提出された書類は返却しない。また、提出後の変更は認めない。
- (4) 本プロポーザルにおける参加資格、評価基準等の判断基準日は、別段の定めがない限り、令和7年12月22日現在とする。

6 参加申込

本プロポーザルに参加する事業者は、以下の書類を提出すること。(提出部数：各1部)

(1) 提出書類

- ア 参加申込書（様式1）
- イ 参加事業者概要書（様式2）
- ウ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項第8号に掲げる事業の登録証明書の写し
- エ 警備業法第4条に定める認定証の写し
- オ 上記4（11）、（12）の実績にかかる契約書（業務内容、面積がわかるもの）の写し

(2) 提出期限及び方法

上記（1）提出書類を持参の上、参加申し込みをしてください。

申込期間 令和8年1月7日（水）から1月16日（金）まで

受付時間帯 平日 午前9時から午後5時まで（1月13日（火）を除く。）

(3) 提出先

15 本件担当のとおり

7 施設見学等

(1) 施設見学

ア 期間 令和8年1月7日（水）から1月16日（金）まで

イ 申込 事前に、15 本件担当に連絡の上、見学日時を調整すること。見学は参加事業者（再委託事業者を含む。）ごとに1回とし、見学者は5名以内とする。

※高槻城公園北エリア及び大手地区は整備中のため見学できません。

(2) 図面の貸与

本業務に係る対象施設の建物平面図を貸与する。必要な場合は、15 本件担当に連絡すること。

8 資格審査結果通知

参加資格を審査した結果を令和8年1月23日（金）に書面にて通知する。

9 質問

提案書に関する質問がある場合は、以下のとおり提出すること。(参加申込に関する質問については、下記日時に関わらず隨時受け付け回答する。)

(1) 方法

電子メールにて、質問書（任意様式）を送信し、電話にて受信確認を行うこと。

(2) 提出日時

令和8年1月21日（水）午後5時まで

(3) 提出先

15 本件担当のとおり

(4) 回答

令和8年2月4日（水）までに全参加事業者にメールにて回答するものとする。

10 参加の辞退

参加申込書の提出以降、本プロポーザルへの参加を辞退する場合には、令和8年2月13日（金）までに電子メールにて参加辞退届（様式7）を提出すること。

なお、辞退により事業者が不利益な扱いを受けることはない。

11 提案書の提出

(1) 提案書の提出にあたって

参加資格を認められた事業者は、次に掲げる事項を理解し提案書を提出すること。

ア 本業務の目的を理解し、業務概要（別紙2）にある事項を確実に履行すること。

イ 現行契約の仕様書（別紙）を参考資料として、現行契約と同等の維持管理水平を満たすこと。

(2) 提出書類

参加資格を認められた事業者は、評価基準（別紙3）に基づく評価を行うため、次の書類を提出すること。

ア 「1業者評価」については、評価基準（別紙3）の「提出書類」に記載されている書類

・統括責任者調書（様式3）

イ 「2提案評価」については、提案評価に関する提案書5部（正本1部、副本4部）を提出すること。（様式4）

・様式は任意とするが、「A4サイズ・片面・縦向き印刷・横書き」で、評価項目ごとに5枚（図表、写真等を含む。）までとする。

・評価項目は、「人員体制」、「緊急対応」、「業務品質」、「研修体制」、「独自提案」とする。

・施設管理、警備及び清掃業務等について具体的かつわかりやすい記述をすること。

ウ 「3価格評価」については、見積書及び積算内訳書の金額は、消費税等額は抜きで記載すること。（様式5・6）

(3) 提出期間

令和8年2月3日（火）から2月13日（金）まで

<持参の場合>

平日 午前9時から午後5時まで（2月9日（月）を除く。）

<郵送の場合>

2月13日必着（配達証明付き書留郵便に限る。）

(4) 提出先

15 本件担当のとおり

12 最優秀事業者の選定

(1) 選定方法

評価基準（別紙3）に基づく評価を行い、評価点の最も高い者を最優秀事業者に選定する。評価点が60点未満の場合は、選定者となることはできない。

(2) 次順位者

最優秀事業者の次に評価点が高い者を次順位者とする。

(3) ヒアリング及び資料提出

提案書類の記載内容を確認するために必要があれば、本事業団が参加事業者に対してヒアリングや資料の提出を求めることがある。

(4) 結果の通知

令和8年2月20日（金）以降、参加事業者に対して審査結果を文書で通知するとともに、本事業団ホームページにおいて、最優秀事業者を公開するものとする。

13 最優秀事業者選定後の取扱い

(1) 詳細協議

結果の通知後、最優秀事業者は仕様等の諸条件について、本事業団と協議を行うものとする。

(2) 次順位者

以下の場合は、次順位者を繰り上げ、選定について協議を行う。

ア 最優秀事業者との詳細協議が整わず、契約締結が困難な場合。

イ 契約締結までに最優秀事業者が、参加資格を失った場合又は提出書類に虚偽の内容の記載があった場合。

(3) 契約保証金

契約保証金は、見積額（税込み）の5%以上の金額を契約締結日までに現金又は高槻市財務規則第124条各号に掲げる有価証券を納めること。ただし、高槻市財務規則第117条第1条第1号を準用し、同号に該当する場合は契約保証金を免除することができる。この場合、同号に市とあるのは本事業団と読み替える。

なお、預かった契約保証金は、契約の履行が確認された後に還付する。

(4) 仕様の確定

業務概要及び提案書の内容等を反映した仕様の確定を行う。

なお、協議において、必要な範囲内で提案書の項目の追加、変更及び削除を行った上で契約の仕様に反映させることができる。

(5) 選定の取消し

参加資格を失った場合又は提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合は、選定を取り消す。

(6) 業務の引継ぎ

業務の引継ぎは、既存の契約事業者との間で行うものとし、業務に支障が生じないよう万全を期すこと。

なお、引継ぎ期間については委託料の支払いを行わない。

1 4 その他

- (1) この要領に定めることのほか、提案の募集等の実施にあたって必要な事項が生じた場合には、応募者に通知する。
- (2) 提案募集に参加する者は、最優秀提案書決定後において、実施要領等の内容について異議を申し立てることはできない。
- (3) 提案書等の書類について、本事業団は事業者選定の目的以外で参加者に無断で使用しないものとする。ただし、高槻市情報公開条例及び高槻市文化スポーツ振興事業団公開申出制度事務要領に基づき、非公開とすべき情報を除き、公開の対象となる場合がある。
- (4) 提出された書類に虚偽の申請があった場合は無効とする。

1 5 本件担当（問い合わせ先及び各種書類提出先）

〒569-0077 大阪府高槻市野見町6番8号

公益財団法人 高槻市文化スポーツ振興事業団

担当：総務グループ 山縣（ヤマガタ）、葛原

電話 072-671-1063

メールアドレス info_soumu@takatsuki-bsj.jp